

キョーツーカードプラス・電子マネー利用規約

弊社所定の申込書へのご署名または電子マネー付きカードへ初めてチャージをされた時点で、当規約を承認されたものとします。

第1条（目的）

本規約、株式会社キョーエイ（以下「弊社」という）が発行する「キョーツーカードプラス（現金専用）」に付帯する「弊社電子マネーサービス」について規定するものであり、会員が弊社電子マネー付きカードを使用して「キョーツーカードプラス」をご利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、弊社電子マネーサービスに付随または関連して弊社または弊社電子マネー加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- （1） 弊社電子マネーとは、弊社が発行し、電子マネー付きカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- （2） 弊社電子マネーサービスとは、会員が弊社店舗または弊社電子マネー加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部のお支払いとして、弊社所定の方法により電子マネー付きカードにチャージされたキョーツーカードプラス・電子マネーを利用することで、弊社電子マネー加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （3） 弊社電子マネー機能とは、弊社電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- （4） 弊社電子マネー付きカードとは、会員が弊社電子マネーを管理および利用するためのカードで、次のカードに弊社電子マネー機能が付帯され、また本規約末尾に記載されている弊社電子マネーマークを付したカードをいいます。
 - ・ キョーツーカードプラス
- （5） 弊社電子マネー付きカード会員（以下「会員」という）とは、弊社所定の申込書において本規約を承認のうえ、新規に申し込まれた方および保有するキョーツーカードプラスに弊社電子マネー機能の付帯を申し込まれた方で、弊社が当該キョーツーカードプラスに弊社電子マネー機能を付帯した方をいいます。
- （6） 弊社電子マネー加盟店とは、弊社または弊社と提携している会社と弊社電子マネーサービス利用加盟店契約を締結し、弊社電子マネーサービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。
- （7） チャージとは、第4条に定める方法により、会員が弊社電子マネー付きカードに弊

社電子マネーを加算することをいいます。

- (8) 弊社電子マネー付きカード残高とは、会員が利用可能な弊社電子マネーの量をいいます。
- (9) キョーツーカードプラス・ポイントカード会員規約とは、現金専用キョーツーカードプラスの入会申込時にご同意いただいた次の規約のことをいいます。
 - ・ キョーツーカードプラス・ポイントカード会員規約

第3条（不正使用等の禁止）

会員は、弊社電子マネー付きカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法により使用をすることはできないものとします。

第4条（チャージ）

- (1) 会員は、弊社電子マネーマークの掲示された弊社店舗のレジ（専門店を除く）および弊社所定の場所・方法にて、1,000 円単位でチャージすることができるものとします。
- (2) 会員は、1枚の弊社電子マネー付きカードに対して、弊社電子マネー付きカード残高が5万円超となるチャージはできないものとします。

第5条（弊社電子マネーサービスの利用）

- (1) 会員は、弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店で弊社電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。但し、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店が別途定める一部商品について、弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店により利用を制限する場合があります。

特記事項

弊社ポイントショップ加盟店での電子マネーサービスのご利用はできません。

- (2) 会員が弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店で弊社電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、弊社電子マネー付きカード残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店において、商品購入または提供を受ける場合、弊社または弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法と弊社電子マネーを併用することができるものとします。弊社電子マネー付きカード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を弊社または弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店が定める方法により、支払うものとします。

- (4) 会員が弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店において、商品購入または提供を受ける場合に利用できる弊社電子マネー付きカードの枚数は、1枚に限ります。
- (5) 会員は、弊社電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される弊社電子マネー付きカード残高を照合し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該弊社電子マネー付きカード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条（当該弊社電子マネー付きカード残高）

- (1) 当該弊社電子マネー付きカード残高は、弊社電子マネーサービス利用時のレシート、弊社モバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。
- (2) 最後に弊社電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、弊社モバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

第7条（会員資格の有効期限・会員資格喪失後の残高取扱）

会員は、最後に弊社電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年後の日が属する月の末日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとします。

但し、弊社電子マネー付きカード残高が残っていた場合は、新たに弊社電子マネー付きカードにご入会いただいた上で、新しいカードへ弊社電子マネー付きカード残高を移行する事ができるものとします。

再入会の際には、ご本人様確認（確認資料で）をさせていただきます。

第8条（弊社電子マネーの合算）

会員は、弊社が認めた場合を除き、弊社電子マネーを他の弊社電子マネー付きカードに移行することはできないものとします。

第9条（弊社電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、弊社電子マネーサービスを利用すること、ならびに弊社電子マネー付きカード残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 弊社が弊社電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

- (2) 弊社電子マネー付きカードの破損または弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店の機器等故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第10条（換金等不可）

第16条の場合を除き、弊社電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条（弊社電子マネー付きカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

弊社電子マネー付きカードが再発行された場合、弊社所定の方法で照会された弊社電子マネー付きカード残高が再発行された弊社電子マネー付きカードに引き継がれるものとします。

第12条（弊社電子マネー付きカード紛失・盗難等の再発行）

- (1) 紛失・盗難により弊社電子マネー付きカードが再発行された場合、弊社による弊社電子マネー付きカードの利用停止措置が完了した時点の弊社電子マネー付きカード残高が再発行された弊社電子マネー付きカードに引き継がれるものとします。
但し、会員が申し込み時に虚偽の氏名・住所等でお申し込みをされた場合に、紛失再発行時に本人の特定および確認が弊社でできない場合には、残高の移行はできません。
再発行の際には、ご本人様確認（本人確認資料で）をさせていただきます。
- (2) 会員が弊社電子マネー付きカードの紛失・盗難等を申し出てから弊社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、弊社電子マネー付きカード残高を第三者により利用された場合またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に弊社電子マネー付きカード残高がある旨の申し出をしなかった場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 紛失・盗難による再発行時の還元ポイント・年会費等については、キョーツーカードプラス・ポイントカード会員規約に準ずるものとします。

第13条（弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店との紛議）

- (1) 会員が弊社電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と弊社店舗および弊社電子マネーサービス利用加盟店との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は、弊社および当該弊社店舗・弊社電子マネーサービ

ス利用加盟店に対し、弊社電子マネーの利用取消等を求めることはできないものとします。

第14条（個人情報の管理・利用目的）

キョーツーカードプラス・ポイントカード会員規約に準ずるものとします。

第15条（規約の変更）

- （1） 弊社は、弊社所定の方法により事前に会員に対し変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、弊社電子マネーサービスを利用した商品等の購入、弊社電子マネー付きカード残高の照会をした場合には、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- （2） 前項の告知がされた後、会員が脱会することなく30日が経過した場合には、弊社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条（弊社電子マネーサービスの終了）

- （1） 弊社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に弊社所定の方法で通知することにより、弊社電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他弊社のやむを得ない都合による場合
- （2） 前項の場合、法令に基づき、会員は弊社の定める方法により、弊社電子マネー付きカード残高に相当する現金の払戻しを弊社に求めることができるものとします。但し、弊社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条（制限責任）

第9条に定める理由およびその他の理由により、会員が弊社電子マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、弊社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が弊社の故意または重過失による場合を除きます。）但し、逸失利益については、弊社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第18条（通知の到達）

弊社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、弊社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知が遅延または到達しなかったとしても、通常到達するであろうとき

に到達したものとみなします。

第19条（業務委託）

弊社は、本規約に基づく弊社電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条（準拠法）

会員と弊社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合は、会員と弊社の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、弊社本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

弊社電子マネー付きカードに付されるマーク



ご相談窓口

1. 弊社電子マネーに関するご質問またはご相談は、弊社モバイルサイト（携帯サイト）をご参照いただくか、下記までご連絡ください。
2. 個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

発行会社

株式会社 キョーエイ

〒771-0198 徳島市川内町加賀須野 463-15

お問い合わせ窓口

（TEL）088-665-9090（キョーツーカードセンター）

受付時間（土日祝日を除く平日午前10時から午後5時まで）

紛失・盗難受付専用窓口

（TEL）088-665-9030（システムセンター）

受付時間（午前9時から午後6時30分まで）